

建物の移転に係る補償費の算定が不適切

3件 不当金額(支出) 556万円

1 交付金事業の概要

防災・安全交付金(道路)事業等は、土地区画整理事業又は道路事業において、事業を行う上で支障となる建物等の所有者に対し、移転に要する費用(移転補償費)を補償するものである。

事業主体は、公共事業の施行に伴う損失補償を、「公共用地の取得に伴う損失補償基準要綱」等に準じて用地対策連絡協議会等が制定した損失補償の標準書(標準書)等に基づき行うこととしている。標準書等によれば、移転補償費のうち建物移転料は、通常妥当と認められる移転先を認定した上で、当該移転先に建物を移転するのに通常妥当と認められる再築、曳家、改造等の移転工法を認定して算出することとされている。これらの移転工法のうち、再築工法の場合は、従前の建物の推定再建築費に建物の標準耐用年数等により算出した再築補償率を乗ずるなどして建物移転料を算出することとされている。そして、鉄骨造り建物の標準耐用年数は、鉄骨の肉厚区分等により異なっている。

また、移転補償費のうち移転する建物の設計・工事監理等に要する費用(設計監理費)は、増築した建物のように建築物が接合している場合、一体の建物として全体の延床面積を対象に設計・工事監理等に要する業務量(業務量)を算出した上で算定することとされている。そして、業務量は、構造計算等の必要の有無等により区分された建物の類別に応じて算出することとされており、建物が2以上の類別に利用されている場合においては、最も延床面積が大きい類別を適用することとされている。

2 検査の結果

3事業主体において、移転補償費の算定に当たり、鉄骨の肉厚区分による標準耐用年数を誤っていたり、一体の建物として設計監理費に係る業務量を算出していなかったり、移転工法の認定が適切でなかったりしていたため、移転補償費が計899万円過大に算定されていて、これらに係る交付金相当額計556万円が不当と認められる。

部局等	補助事業者等 (事業主体)	補助事業等	年度	事業費 (国庫補助 対象事業費)	左に対する 国庫補助金 等交付額	不当と認める 事業費 (国庫補助 対象事業費)	不当と認める 国庫補助 金等相当額	摘 要
静岡県	富士市	社会資本整備総合交付金(土地区画整理)	平成 28、29	7971万 (7971万)	4384万	242万 (242万)	133万	鉄骨の肉厚区分による標準耐用年数を誤っていたもの
鳥取県	鳥取県	防災・安全交付金(道路)	27、28	4856万 (4856万)	3399万	329万 (329万)	230万	一体の建物として設計監理費に係る業務量を算出していなかったもの
徳島県	阿波市	同	29、30	4000万 (4000万)	2354万	328万 (328万)	193万	移転工法の認定が適切でなかったもの
計	3事業主体			1億6827万 (1億6827万)	1億0137万	899万 (899万)	556万	